

コロナ対策

## 飲食店の時短営業により 影響を受けた事業者への支援を拡大

飲食店の時短営業により、売上が大きく減少している市内の卸売業者などを対象とした市独自の支援給付金について、対象期間の拡大および申請期限延長を行いました。



▲ホームページはこちら

▼対象(次の項目のほか、一定の要件を満たす事業者 詳細は市ホームページをご覧ください。)

・市内に主たる事業所がある

・令和3年8月以前に発令された緊急事態宣言による営業時間短縮要請に伴う、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の支給対象となった飲食店と直接の取引があった

・対象月の売上が、平成31年または令和2年の同月と比較して30%以上50%未満減少した

▼対象月

【第1期】 令和3年1月～3月

【第2期】 令和3年4月～8月

▼給付額(定額)

【第1期分】(3カ月分をまとめて支給)

・法人事業者 30万円

▼対象月

【第1期】 令和3年1月～3月

【第2期】 令和3年4月～8月

▼給付額(定額)

【第1期分】(3カ月分をまとめて支給)

・法人事業者 30万円

▼申請方法 市ホームページにある給付金支給申請書に必要書類を添付し、郵便物の追跡ができる簡易書留やレターパックで三木商工会議所へ郵送してください。

▼申請期限 10月29日(金)(当日消印有効)

▼問い合わせ 三木市時短営業飲食店取引先支援給付金事務局(三木商工会議所)

☎82・3190

〒673・0431

本町2丁目1・18

・(市)商工振興課 中小企業振興係

相談

## 10月18日～24日は 行政相談週間

市では、国が行う仕事や手続き、サービスについての相談窓口を開設しています。苦情や意見・要望がある方は、気軽に相談してください。

▼相談内容 保険、年金、道路、社会福祉など

▼日時

①第3水曜日 午後1時～3時30分(10月は20日に開設予定)

②奇数月第2金曜日 午前10時～正午

▼場所

①市役所 2階入札室

②吉川支所 多目的室

▼電話相談

電話による相談を希望の方は、総務省行政相談センターきくみみを利用してください。

▼問い合わせ 総務省行政相談センターきくみみ

☎0570・090・110

きくみみ兵庫



総務省行政相談センター

広告

MIKI City Magazine

## 三木市がわかる 広報みき

みんなが見ている情報紙でPRしませんか?

お問い合わせは 竹内印刷(株) ☎0794-63-6300まで

読み終わったら郷里を遠く離れたご家族、お知り合いの方にも送ってあげて下さい。大変喜ばれます!!

個人的に皆んなに知ってもらいたいイベントや催し物・PR・報告に。会社の商品案内・営業案内・PRにご利用下さい。

「広報みき」の広告を募集しています

|               |              |         |
|---------------|--------------|---------|
| 2色刷り<br>(黒+緑) | 縦42mm×横174mm | 22,000円 |
|               | 縦42mm×横84mm  | 12,000円 |
| 4色刷り<br>(カラー) | 縦42mm×横174mm | 33,000円 |
|               | 縦42mm×横84mm  | 18,000円 |

お申込みいただく前に、必ず「広報みき」掲載基準の内容をご確認ください。詳しくは三木市総務広報課のホームページをご覧ください。

Takeuchi printing  
竹内印刷株式会社  
兵庫県小野市王子町669-1  
TEL (0794) 63-6300 (代)  
FAX (0794) 63-5234  
E-mail: tpprint@takeuchi-p.co.jp

デマンド交通

## チョイソコみき会員に「おためし乗車券」を交付

吉川地域を運行中のデマンド型交通(事前予約制乗合交通)「チョイソコみき」の利用促進のため、会員登録者に「おためし乗車券」を交付します。

▼対象 12月31日までに「チョイソコみき」の会員登録を行った方

▼交付内容 「チョイソコみき」の乗車1回が無料になる乗車券4枚

(有効期限: 令和4年1月31日)

▼交付方法 運行事業者から直接、会員登録後に郵送※1※2

※1 既に会員の方へは、10月初旬に順次郵送します(手続き不要)。

※2 会員登録完了後からおためし乗車券の発送には日数を要する

▼問い合わせ 三木市時短営業飲食店取引先支援給付金事務局(三木商工会議所)

☎82・3190

〒673・0431

本町2丁目1・18

・(市)商工振興課 中小企業振興係

ため、希望の方は早めに登録してください。

▼会員登録方法 吉川支所、吉川町公民館、吉川健康福祉センターなどに設置の「チョイソコみき会員登録申込書」に必要事項を明記し、(株)吉川交通まで電話、郵送、FAXまたは窓口で申し込んでください。

▼問い合わせ 三木市時短営業飲食店取引先支援給付金事務局(三木商工会議所)

☎82・3190

〒673・0431

本町2丁目1・18

・(市)商工振興課 中小企業振興係

▼問い合わせ 三木市時短営業飲食店取引先支援給付金事務局(三木商工会議所)

☎82・3190

〒673・0431

本町2丁目1・18

・(市)商工振興課 中小企業振興係

下水道

## 合併浄化槽の設置に補助金を交付

河川などの水質汚濁を防止し、良好な生活環境を確保するため、し尿だけでなく生活排水も処理できる合併浄化槽を設置した場合に補助金を交付します。

▼対象者(次の全てを満たす方)

・単独浄化槽から合併浄化槽への切替工事を行う(既設の合併浄化槽の更新・改築は除く)

・対象区域内で主に居住を目的とした住宅(居住部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上)に住んでいる

▼対象浄化槽

浄化槽法に基づく設置届の審査、または建築基準法に基づく確認を受けて設置される浄化槽

▼対象区域

・公共下水道および農業集落排水区域以外の区域

・公共下水道および農業集落排水区域内で7年以上整備予定のない区域

補助額

設置工事費(宅内配管を除く)の4割(上限あり)

申請方法

(市)下水道課または市ホームページにある申請用紙に必要事項を記入し、申請してください。

▼問い合わせ 三木市時短営業飲食店取引先支援給付金事務局(三木商工会議所)

☎82・3190

〒673・0431

本町2丁目1・18

・(市)商工振興課 中小企業振興係

▼問い合わせ 三木市時短営業飲食店取引先支援給付金事務局(三木商工会議所)

☎82・3190

〒673・0431

本町2丁目1・18

・(市)商工振興課 中小企業振興係

▼問い合わせ 三木市時短営業飲食店取引先支援給付金事務局(三木商工会議所)

☎82・3190

〒673・0431

本町2丁目1・18

・(市)商工振興課 中小企業振興係

▼問い合わせ 三木市時短営業飲食店取引先支援給付金事務局(三木商工会議所)

☎82・3190

〒673・0431

本町2丁目1・18

・(市)商工振興課 中小企業振興係

▼問い合わせ 三木市時短営業飲食店取引先支援給付金事務局(三木商工会議所)

☎82・3190

〒673・0431

本町2丁目1・18

・(市)商工振興課 中小企業振興係



▲ホームページはこちら